

農地法第3条の3の届出 必要書類一覧

届出が必要となる事由

- ① 相続（遺産分割、包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を含む）
- ② 法人の合併・分割
- ③ 時効取得・共有者の持分放棄による権利の取得等

※権利取得を知った日から概ね10ヶ月以内に農業委員会へ提出すること

書類名	必要部数	チェック
農地法第3条の3の規定による届出書	2部	
権利を取得したことが確認できる資料 ※相続の場合、相続登記済みの登記事項証明書	写し1部	
本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）	原本を持参	

必要に応じて添付すべき書類		
委任を受けて代理で申請手続きを行う場合 ※代理人（受任者）は原則、行政書士となります	必要部数	チェック
委任状 ※委任者（譲渡人・譲受人）の氏名は自署とすること	原本1部	
代理人（受任者）の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）	原本を持参	
郵送にて提出する場合	必要部数	チェック
本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し ※余白部分に、日中連絡がとれる電話番号を記載してください	1部	
<ul style="list-style-type: none"> ・後日、本届出を受理した旨の通知書を、農業委員会窓口にて受領していただく必要があります。 ・来庁が難しい場合は、返信用封筒（送付先の住所を記入し、必要分の切手を貼ったもの）を同封してください。 		

職員記入欄（記入者： ）					
1点	<input type="checkbox"/> 運免	<input type="checkbox"/> 運経	<input type="checkbox"/> マイNo	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
2点	<input type="checkbox"/> 保険証	<input type="checkbox"/> 年金	<input type="checkbox"/> 社員証	<input type="checkbox"/> 生保証	<input type="checkbox"/> その他（ ）